

第 3 章

グローバル化のエージェント

—パプアニューギニアにおける反 DV のイデオスケーブをめぐって—

馬場 淳

要旨： 本稿の目的は、グローバル化の分析枠組みの一つであるカスケード論を踏まえて、国家レベルと州レベルの「段階」に分け、それぞれの「段階」におけるグローバル化のエージェントに注目しながら、パプアニューギニアにおける反 DV のイデオス

ケーブの成立過程を実証的に明らかにすることである。まず DV が「日常的にまかりと

おってきた」パプアニューギニアの現状を確認したうえで（第 1 節）、1980 年代以降の国家的取り組みをまとめる（第 2 節）。そして州レベルでは、筆者の調査地（マヌス州）を事例に、女性問題を扱う唯一の公的機関であるピヒ・マヌス協会の啓蒙活動を取りあげ、国家の取り組みがローカルな場に浸透していくプロセスを具体的に検証する。その際、人や組織だけではなく、会議室という場そのものがグローバル化のエージェントになっていることも考察する（第 3 節）。脆弱国家と呼ばれるパプアニューギニアの現状を鑑みると、反 DV のイデオスケーブがどこまで DV 問題に根本的な解決を

もたらすのかはまだはっきりとした答えは出せないが、少なくとも DV 包囲網が着実に

築かれつつあることは確かであろう。

キーワード：DV、グローバル化のエージェント、ピヒ・マヌス協会、パプアニューギニア

はじめに

2008 年 11 月下旬——パプアニューギニア（以下、PNG）マヌス島。北東部にあるロレンガウ（州都）では、例年にもれず反暴力のワークショップが開かれていた。会

議室のなかでは、自由や権利、反暴力といった言辞が熱気を伴って飛び交い、横溢している。またそこから 100mほどのところには、州で唯一の地方裁判所がある。ここにやってくる人々の一部は、「配偶者・パートナーからの暴力」(ドメスティック・バイオレンス、以下 DV)によって傷を負った女性たちである。彼女たちは、危害を加えた男性に接近禁止と暴力行為の禁止を求めているのである。裁判所が発令する禁止命令(Restraining Order)は、DV に苦しむ女性たちが少しでも身の安全を確保するための処方箋となる。

これらの光景は、アパデュライの言葉を使って、反 DV のイデオスケーブ¹⁾と呼んでもいいだろう。反 DV の思想と政策はいまや世界の多くの国々に浸透しており(岩井 [2008]参照) PNG とて例外ではないということだ。もちろんそれは、アパデュライがローズナウにならっているカスケード(cascade)——「多中心的世界において、運動量を蓄積して停止し、方向転換をした後に新たな運動を開始し、システム全体や下位システムに影響を及ぼす行為連鎖」(アパデュライ [2004, p.266])——の産物である。しかしそれをグローバル化の“必然的”産物とってしまうのは短絡的すぎるかもしれない。というのも、ある地域から世界的に拡大したり、グローバル化がローカルな場に到来するには、カスケードという原義(段階的瀑布)や化学用語²⁾が内包している直列的で複数の「段階」(stage)があるからである。そしてそれぞれの「段階」には、行為連鎖を媒介するエージェントがいるはずである。本稿では、これをグローバル化のエージェントと呼んでおきたい。

人や組織、モノなど、グローバル化のエージェントとみなしうるものは複数ある。たとえば、グッデイルは、南米ボリビアの農村におけるグローバル化(権利概念)の到来は、ある指導者の活動に強く負っている様を描いている(Goodale [2002])。フリードマンは、社会や国家を動かすことのできる、こうした「力」のある人物を、超個人(superempowered individual)と呼んでいる(フリードマン [2000])。またメラネシアのヴァヌアツ共和国を調査したジョリーは、キリスト教への改宗という前史が西洋由来の人権概念を受容する女性のたちの対応を構造化していると分析している(Jolly [1997])。なぜなら、女性を「れっきとした人間存在」としてみなす啓蒙思想を女性たちがはじめに聞いたのは、キリスト教会だからである³⁾。キリスト教がこのような媒介的役割を果たし、かつ DV や婚資に抗する語彙や批判的概念を備給していることを考えれば、グローバル化のエージェントと呼びうる存在意義をもっているといっても過言ではないだろう。

以上の点を踏まえ、本稿は、国家レベルと州レベルの「段階」に分け、かつそれぞれの「段階」におけるグローバル化のエージェントに注目しながら、PNG における反 DV のイデオスケーブの成立過程を明らかにしていきたい⁴⁾。国家レベルでは、1980 年代以降の DV に対する取り組みをまとめ、州レベルとしては冒頭にでた反暴力ワーク

ショップを開催しているピヒ・マヌス協会(Pihi Manus Association)の活動を検討する。まずは、この背景となる PNG の DV 問題について確認しておきたい。

第1節 パプアニューギニアとDV

PNG において DV は、妻への殴打(wife-beating あるいは wife-hitting)という名称で以前から問題視されてきた。ただしそれは久しく日常的にまかりとおってきたものでもある。

やや古い資料になるが、DV の実態をもっとも包括的に調べた司法改正審議会(Law Reform Commission)の報告書によれば、「自分たちの村で、どれくらいの男性が妻を殴っているか?」という質問に対して、回答者男性(736人)・女性(715人)のうち、それぞれ54%・58%が「何人か(some)」、それぞれ37%・33%が「多い(many)」と答え、DV が広く行われていることを示している(LRC&AC [1985, p.79])。また既婚男性の66%、既婚女性の67%が「妻(女性にとっては自分)への殴打」を経験したことがあると答え、同じく既婚男性の65%、既婚女性の55%は、この「妻への殴打」が結婚生活にごくありふれたものだと認めている(LRC&AC [1985, p.43-44])。その一方で「結婚生活の問題は何か?」という質問に対して、「妻への殴打」と答えた男性回答者は27%、女性回答者は34%しかない(LRC&AC [1985, p.22])。このようにDV は広く行われているのだが――若干の男女差があるが――その深刻さの度合いは総じて低いようである。

この背景には、文化の問題が強く関わっているという見方が強い。再び報告書によると、「妻への殴打」を是認する理由として最も多かったのが「妻が結婚生活で要求される義務をきっちり行わないこと(怠慢)」であった(男性の61%(291人)、女性の56%(220人))(LRC&AC [1985, p.61])。つまり躰の一環として「妻への殴打」は認められるということである。また「妻への殴打は夫の権利である」としたのは、男性の6%(30人)、女性の8%(31人)であった(数としては第4番目に多い)(LRC&AC [1985, p.61])。これは、社会文化的形態は多様であれ、総じて男らしさ(masculinity)や男性中心的なイデオロギーが強く浸透していることを例証した結果といえよう。今一つは、婚資(bridewealth)である。婚資とは、一般的に、結婚に際して、夫側が妻側に与える贈与(現金、物品、ブタなど食べ物)のことであるが、ストラザーンやミッチェルはこの婚資が妻を夫の管理・統制の対象や従属的な存在へと貶め、かつDV の正当性を与えると論じている(Mitchell [1985, p.86]、Strathern [1985, p.2-7])。

文化の問題はいまだ根強いものの、人々の行動や意識は確実に変わりつつある⁵⁾。冒頭でみたように、DV 防止の啓蒙活動(ワークショップなど)は盛んに開かれ、暴力の脅威から身をまもる法制度の利用者(女性)も次第に増加してきているからである。

こうした動きの背景には、PNG が国際的な情勢を受けとめつつ、「普通に行われてきた」DV を問題化し、対策を講じてきた経緯がある。次節では、こうした DV に対する国家的取り組みをみていくことにしよう。

第2節 DV に対する国家レベルの取り組み

1 DV 対策の歴史

PNG において、DV に対する関心が顕著になってきたのは 1980 年代のことである。この 10 年間に、司法改正審議会が率先して DV に関する調査研究を行い、多くの報告書が生み出された（たとえば LRC&AC [1985]、Toft [1985]）。これまで PNG 諸社会のなかで伝統的かつ「ごく当たり前に」行われてきた暴力の実態と分析が国家的な関心の的になったということである。そして 1992 年、司法改正審議会は、DV に関する成果の最終報告書（*Final Report on Domestic Violence*）を仕上げた。そこには地方裁判所・村落裁判⁶⁾を通じた法的保護の改善、啓蒙活動、教育プログラム、専門家のトレーニング、刑法の強化（厳罰化）、被害者・加害者へのカウンセリングなどが提言されている。

こうした動きと連動して、1990 年代に入る頃には法曹界でも変化が生じ始めている。このことは、村落裁判の判決を女性に対する人権侵害として違憲とする上級審の判例が出はじめたことに端的に表れている（Jessep [1991]）。実に、1980 年代後半まで、村落裁判で女性に対する差別的処遇がなされながらも、それを正当化する「伝統」が差別的かどうかを争う最高裁はなかった（Mitchell [1985, p.83]）。こうした村落裁判の女性差別が法的アリーナで正面から挑戦されるようになったのが、1990 年前後なのである。たとえば、次のような判決文は、夫による妻の支配——妻への殴打を生むヘゲモニー——が婚資の支払いという伝統文化によっても正当化されえるものではないと明言している。

人生はジェンダーに左右されるものではない。これは憲法の原理である。婚資の支払いをもってしても、この権利を変更しえない。したがって、私は次のように結論を下したい。すなわち、婚資の支払いによって、夫は妻を好きなように扱える権利を得るわけでは決していないのである⁷⁾。

英国 = オーストラリアから判例法主義を受け継ぐ PNG において、このような判例の出現は裁判官の裁定実践という観点から重要な意義をもっているといえよう。

同時に、1990 年代は、女性の権利や反 DV の思潮が法以外の具体的な政策や行動に反映されていく時期でもあった⁸⁾。PNG 女性は 1992 年、暴力に対する太平洋地域連携フォーラムの設立（フィジー）に参加し、95 年の第 4 回世界女性会議（北京）にも参

加した。また 95 年には CEDAW（通称、女性差別撤廃条約）を批准した。これに際して繰り返された議論では、女性差別だけではなく、女性のエンパワメントと PNG の未来が重ね合わされた。この行動綱領（Emergency Action for Women's Development and future of PNG）は、グランヴィル宣言と呼ばれている（1993 年）。また州ごとに啓蒙プログラムやイベントが盛んに開催されるようになったのも、この時期である。たとえば、毎年 11 月下旬には反暴力のワークショップ（16 Days activism against violence against women）が行われるようになった（後述）。警察の政策には、これまで訴えがあっても、家庭に差し戻してきた DV を傷害事件と同様の対応で臨むことが明記された（1997 年）。さらに 1999 年には、PNG で初の白人女性国会議員であるキャロル・キドウ議員が議員や NGO を含めた大規模な DV ワークショップ（2 回）を開催し、危機センターや被害者支援サービスの設立、カウンセリングの徹底、村落裁判には最低 1 人の女性を組み込むことを規定する改正案、保護命令（Protection Order）の法整備など多岐にわたる提言を行った。

2000 年以降の DV に対する取り組みでもっとも重要な役割を果たしているのは Family and Sexual Violence Action Committee（以下、FSVAC）と Law and Justice Sector である。前者は、内閣の直轄評議会 CIMC（Consultative Implementation and Monitoring Council）の一部門（sectoral committee）として 2000 年末に設立され、以後幅広い啓蒙活動を主導してきた。たとえば「暴力からの自由——それは私たちの権利だ（A Life Free From Violence—It is Our Right）」と書かれた FSVAC の紹介パンフレットや後述する DV への法的救済と具体的手続きを説明したパンフレットなどを作成・配布している。ちなみに最近の PNG では、植民地宗主国オーストラリアの影響もあってか、DV よりもファミリーバイオレンスという包括的名称を使用する傾向がみられる。後者の Law and Justice Sector は、オーストラリア海外援助（AUSAID）の全面的な支援のもとで、警察、刑務所、オンブズマン委員会、法務省、判事局（地方裁判所）、国家司法局（高等裁判所・最高裁判所）などを対象に、制度改革や拡充の経済的支援やアドバイスを積極的に行っている（たとえば Dalrymple and Rynn [2009]）。

たとえば、地方裁判所・家庭裁判所（判事局の管轄下）の書記官や職員向けの研修（訓練）コースやワークショップが盛んに行われ、実務能力の向上が図られている⁹⁾。DV に対する現行の法的救済措置である禁止命令の手続きは、弁護士を介することなく、裁判所の書記官や職員が直接行うことができるため、知識や実務能力の向上は DV 対策の一環としてもきわめて重要である。これは、法実務能力の構築プロジェクト（Legal Capacity Building Project）と呼ばれるもので、Law and Justice Sector を介したオーストラリア海外援助の全面的な支援により行われている。なお判事や職員たちによれば、研修やワークショップが盛んになってきたのは、やはり 2000 年以降のことだという。

Law and Justice Sector は形式上、国家開発計画にもとづき機能しているが¹⁰⁾、実質的には「法と秩序」分野を重点化したオーストラリアの援助政策の遂行母体となっている¹¹⁾。現在、例で示したように、上記領域のほぼあらゆる活動（ワークショップ、ポスター、人材育成、法改正など）の背後に必ずといってよいほど Law and Justice Sector の関与が見て取れることから、これを新植民地主義だと批判することは容易いかもされない。しかしそのような援助なくしては DV 対策を十全に進められないのが PNG の現実でもあるのだ。

2 禁止命令

PNG には、DV 防止法のような特定の法律は制定されていない。しかし保護命令に近似した、安全の確保を実現する法的措置をとることができる。

地方裁判所法(District Court Act, Chap. 40)は判事に、状況に合わせて適切な命令を発する一般的な裁量権を認めている(22 条)。そして 209 条の「平和の保証(surety of peace)」と 210 条の「善行奨励(to be of good behavior)」の規定にもとづいて禁止命令を発令することができる。内容は、接近禁止、暴力的行為の禁止であるが、被害者の意思や状況を考慮した細かい約束も盛り込むことは可能である。このとき、(被告による)誓約保証金(recognizance)をつけるかどうかは場合によるが、命令状を閲覧させてもらった限りでは、つけていない。禁止命令が発令される場合、期間は効力が生じた日から起算して 6 ヶ月であるのが一般だが、ケースにより異なることがある。なおこの命令に違反すると、6 か月以内の間、被告を刑務所か拘置所に送ることができる(地方裁判所法 214 条)。

手続きはすこぶる簡易で、裁判所窓口にて職員が事情を聞き、構成要件が該当すれば、聞き取りにもとづき訴状と供述書を作成してもらえる¹²⁾。しかし審理を経て、禁止命令が出されるには数週間はかかる。よって暫定命令(Interim Order)をまず発令してもらい、とりあえず身の安全を確保したうえで正規の禁止命令に切り替えていくのが通常のプロセスのようである。暫定命令とは、差し迫った危険に対する緊急措置として即日発令されるもので、1~2 週間程度の効力をもつ。ここには発令後の様子についての審尋の期日などが記載されており、正規の禁止命令への移行が示されている。

表 1 は、首都ポートモレスビーの家庭裁判所における禁止命令の利用者数とその推移である。筆者が入手したのは 2000 年からの統計で、所々記載もれがあるため、完全ではないが、増加傾向が見て取れるだろう。このような禁止命令の利用と増加傾向は、上述した国家的取り組みと啓蒙活動の成果といえる。

表 1 禁止命令の利用者数 (ポートモレスビー家庭裁判所)

年	2000 年	2001 年	2002 年	2005 年	2006 年	2007 年
件数	1	6	15	59	53	85
備考	8,9,12 月のみ		8-12 月間			

(出所：筆者の調査)

第 2 節 DV に対する州レベルの取り組み——マヌス州ピヒ・マヌス協会の事例

1 ピヒ・マヌス協会の概要

マヌス州は、人口約 4 万人強の、PNG でもっとも人口が少ない州である。人口のほとんどはマヌス島を中心とするアドミラルティ諸島に居住しており、マヌス島北東部に州の政治、司法、経済の中心となる州都ロレンガウがある。ロレンガウの中心街(マーケットやスーパー、銀行などが密集する区域)から少し外れたところにある一戸建ての大きな家屋(2001 年完成)が、ピヒ・マヌス協会(Pihi Manus Association)の事務所と会議室である。ピヒ・マヌス協会は、(州政府コミュニティ開発局の一部門として)マヌスの女性問題を担当する公的機関であり、マヌス州において女性の権利や反 DV の啓蒙活動を推進する唯一の機関でもある。ロレンガウにある州レベルのエージェントだが、村落に至るきっちりした指揮系統をもつ¹³⁾。

協会には、会長、副会長、執事、秘書、会計、タイピストの役職がもうけられている。1992 年設立以来、会長職につき、ピヒ・マヌス協会を率いてきたのがカリスマ女性政治家ナハウ・ルニイ(Nahau Rooney)である(現在 4 期目)。彼女は、PNG の独立から 1980 年代後半にかけての 10 年間、国会議員を務めており、更生大臣とリカー免許大臣(1977 年)、法務大臣(1979 年)、地方分権大臣(1980 年)、航空・文化・観光大臣(1985 年)など閣僚歴もある(Rannells [1995, pp.115-117])。また首相にもなったウィンティとともに人民民主運動党(People's Democratic Movement)を立ち上げ、とにかく当時もっとも突出した存在感をもつ女性政治家の一人であったことは間違いない。他州でも、女性政治家といえばナハウ・ルニイだと名を挙げる人も多い。現在、年齢 60 を越えても健在で、政治の第一線からは退いてはいるものの、力強く雄弁な語りは聞く者を彼女の世界に引きずり込まずにはおかない。まさに彼女は、地域社会の変革に關与する力能ある「超個人」(フリードマン[2000])と呼んでよいだろう。

表 2 2002 年 11 月の 16 Days activism against violence against women プログラム

19 日 (火曜日)	基調演説：ウェップ・カナウィ (事例 1 - 1 参照)
	「伝統的価値 VS 現代の権利」：カナウィ (事例 1 - 2 参照)
	コミュニティ・サービスの概観
	Family Life Policy
	Provincial Youth Policy
20 日 (水曜日)	ピヒ・マヌス協会の概要
	教育について
	ネットボールについて
	activism against violence against women について
	ピヒ・マヌス協会 会長ナハウ・ルニの言葉 (事例 2 参照)
21 日 (木曜日)	祈祷：キャロリン・ミウル
	集会：ピヒ・マヌス協会総会
	役員選挙：選挙演説、投票、開票結果

参加者 40 人 (男 6 人、女 34 人)

ピヒ・マヌス協会は、毎年 11 月中旬から下旬にかけて、女性に対する 16 日間の反暴力行動 (16 Days activism against violence against women、以下「反暴力運動」と略記する) を開催している。表 2 には、参考までに 2002 年 11 月のプログラムを示した。ここから、女性や暴力のテーマ以外にも、州の若者政策や教育、スポーツなどさまざま事柄が伝達されていることがわかるだろう。最終日の役員選挙とは、5 年に一度行われるピヒ・マヌス協会の役員を決める選挙である。

ワークショップは、まず一週間前からラジオで告知され、2～3 日間の集中型で行われる。このワークショップには、協会のスタッフ、州政府 (他部局の) 役人、警察関係者、首都ポートモレスビーに常駐する政府関係者、そしてマヌス州内の地区を代表する女性たちが参加する。基本的には、協会や政府の関係者が特定のテーマについてマヌス女性に対して語り、その上で意見交換 (質疑応答) が行われるかたちをとる。こうしたやり取りの中で、参加した女性たちは聞きなれない条約名や概念を学んでいくのである。そしてその女性たちは、ワークショップが終わると自分の村に帰り、ここで学んだことを村落の女性たちに語るのである¹⁴⁾。また地元のラジオ局 (Radio Manus) が取材にくることもあり、政府の高官たちの語りがラジオで放送されることもある。こうして DV にかかわる情報は、村落という「末端」にまで流れていくのである。

2 言説の集積場としてのピヒ・マヌス協会

以下では、ピヒ・マヌス協会における反 DV の啓蒙活動を具体的に検討し、グローバル化のエージェントについて考えてみたい。

まず 2002 年の反暴力運動で基調講演をした行政官(Acting Provincial Administrator)のカナウィ(表 2 参照)の語りと論理をみてみよう。伝統的には、女性の力や価値が認められているというのが彼の立場である。

ママは、我々の生活の中心だ。なぜなら、すべての考え、良いことも悪いことも、やることすべて、母の影響があるからだ。ここにいるみんなも、この種の考え、見極め(luksave)があるはずだ。ママは、家族の中心であることを覚えておかなければならない(事例 1-1)。

家庭生活の中心である女性(ママ)は、「家族の心理的・精神的健全さや福利」に重要な寄与を果たしているということである。国家の建設において女性が中心的な役割を担ってきたのは、社会の基本単位である家庭のマネージメントを女性が担っているからである。カナウィは、子どもを躾けるように、ママが男女平等や反暴力の概念を男性(夫)に教育することもできるはずだと述べている(事例 1-1)。

また「伝統的価値 vs 現代の権利」(事例 1-2)では、問答形式をとりながら、参加女性たちに啓蒙を図っていく。以下は、その一部である(W はカナウィとする)。

W「伝統的価値とは何か？」

参加者「祖先のやり方(pasin bilong tumbuna)」

W「伝統的価値は翻訳が難しい。世代ごとに積み重なったもの……じゃ具体的には何か？」

参加者「婚資、カヌーづくり、バスケット、衣類、尊敬(respect)……」

W「伝統的価値は、女性の権利を含んでいる。……中略(ニューギニア高地での部族戦争の例を出して、女が敵対する集団の間に入って戦争を終わらせたエピソードを語る)……」

パプアニューギニア諸社会において、ママには権利がある。我々の社会、マヌスは父系だ。父系とは、パパをたどることを意味する。土地などはパパで受け継がれる。これはわかるね。じゃ、パプアニューギニアのなかで母系は？」

参加者「ブーゲンヴィル、トーライ、ミルン湾のトロブリアンド諸島……」

W「この社会で、誰がパワーをもっている？」

参加者「女！」

W「トーライにおいて、女性はパワーをもっている。トロブリアンドもパワーを保持(reserve)している。じゃ、マヌスは？ 彼女らにはパワーがある？」

参加者「 ない(No)！」

W「あなた方はまだわかっていないね。わかっていない.....マヌスの女性たちもパワーを得ていることを。家族へのパワー、健全なコミュニティへのパワー、子供をしつけるパワー、子供を育てるパワー.....これだけパワーがあれば、十分でしょ。パワーはあるのだ。」

引用した語りの中盤で父系と母系を分けて、最後に参加者を「ひっかける」弁論術は、機知に富んでいる。また彼だけではなく、参加女性も、母系社会がどこで、どのような社会なのかをある程度知っていることも興味深い。しかし重要なのは、父系であれ、母系であれ、女性たちが力や権利をもっているということなのである。つまりカナウィは、伝統的価値と現代の権利を対立させているのではなく、むしろ連続したものと捉えている。もちろん権利と力を同義なものとして扱う議論はやや粗雑だが、そのことは彼の論点ではないようである。カナウィが言いたいのは、人権という概念は新しいもののように思えるが、PNG 人も伝統的価値としてはすでに持っていたという連続性なのである。この手のロジックは、外在的なものに対する抵抗を緩衝化する方法として、しばしばさまざまな局面に見られるものである。最後に、カナウィは、こうした伝統的に女性がつまみ(potential)を現実化するためのトレーニング場所として、ピヒ・マヌス協会を位置づけている（事例 1 - 2）。

翌日に講演したナハウ・ルニイ（事例 2）は 1992 年以来、圧倒的なカリスマ性でピヒ・マヌス協会を引っ張っている。彼女の語りは、このワークショップに集まった女性たちを鼓舞するかのような、カリスマ会長らしい発言である。

（CEDAW に言及して）撤廃(Elimination)とは、終わらせる(yumi imas pinisim)ってことだ。しかしどう終わらせる？ 私たちがチャレンジするのはとても難しい問題である。.....撤廃がパプアニューギニア、マヌスにやってきた。それはとても嬉しいことだ。しかしそれが村に行くと、顔にブン、ボンとくる（殴られる仕草を交えている）。男どもは、撤廃や否定を示す女が嫌いなのだ。というのも、男は自分を拒否するってことは別な男がいるんじゃないかって勘繰るからだ。女を守るという発想がない。これは、伝統もそうだ。だから、我々のチャレンジは新しいやり方、新しい類のものなのだ。

彼女の発言は、撤廃（CEDAW）が伝統とは異なる新しいやり方であり、伝統への挑戦でもあると訴えるものである。これは、伝統との連続性や親和性を強調した（前出

の)カナウィとは真逆の立場である。話者がそれぞれの知識や理解にもとづいて語るため、ワークショップの言説空間では、メッセージの統合性・同一性が保たれないことがある。ここでは深く立ち入ることはしないが、矛盾したメッセージをどう止揚するのかは、話を聞く女性たち自身に委ねられると指摘するにとどめておきたい。

2003 年 11 月の「反暴力運動」でも同様に、女性の権利や反 DV の言説が飛び交っていた。モレアン(州政府役人、男性)はナハウ・ルニイと同様に、マヌス社会が女性に対して差別的で、偏見が強いとしたうえで、それに挑戦するピヒ・マヌス協会の取り組みを高く評価している。

女性への暴力を取り払おう(violence against women i mas go home)。今日、マヌスは、現代世界の一部なのだ。それは、悪い伝統(negative tradition)を追い払い、人間開発(human development)を行うことを意味する。ピヒ・マヌスのこういう取り組みは、大切な仕事だ。

彼の中にあるのは、マヌスが現代世界の一部であるという強烈な認識である。現代世界(=国際社会)で恥じないように、暴力の伝統は是正すべきだと提起しているのである。これは、結論を同じくしながらも、ナハウ・ルニイとは違う視点である。

また州政府の行政官補佐(Assistant Administrator)のボサケイ(男性)は、国家的取り組みの概要をわかりやすく参加者たちに伝えている。

violence は英語だ。じゃ、ピジンで暴力とは、男が自分の力を使って、意味もなくやりたい放題やることだ(後には何も残らない)。それは女性と子供を壊し、自由の権利を壊す。しかし安全は、人間誰もが持っている権利で犯すことのできないものだ。1991 年、パプアニューギニアは女と子供の現状を認知し、暴力は女性の人権の侵害だという考えがでてきた。そして 1993 年、ある条約(筆者注: CEDAW)を批准した。女子供をダメにする、そんな振る舞いはもうよそうということになったのだ。

前節でみたように、司法改正審議会の調査を経て、1990 年前後から反 DV の動きが本格化してきたという国家的取り組みの流れが簡潔にまとめられている。前半部分で、暴力の意味を共通語のピジン語でわかりやすく説明しているのは、法も英語も十分に理解できていない村落の女性たちに配慮しているからである。たしかに CEDAW の批准年には混乱がみられ、彼がどの資料をもとに語っているかは不明である。しかしそれは些細なことなのかもしれない。重要なのは、暴力がもはや PNG で通用しないということなのである。そしてこの後、さきにみた FASVC が紹介され、そのパンフレット

の説明と配布が行われた。

以上が、冒頭で言及したワークショップの具体的な光景となる。反 DV のワークショップだけでなく、ピヒ・マヌス協会の会議室が女性の権利や反 DV の言説で充満していることは当然といえば当然である。ただここで注目したいのは、言説が濃密に満たされているこの場そのものである。この言説空間は、女性の権利や反 DV の言説が統一的で普遍的なものではなく、実に多様で、ときに相互に矛盾をも孕みながら存立している。すでにみてきたように、ピヒ・マヌス協会については異なる立場からの意味づけがなされているし、カナウィとナハウ・ルニイのように、相互に矛盾する語りが含まれている。また女性を家庭内に押し込めるような語り、国家の発展に奉仕する女性像、権利を力と同義に扱う語り口など、女性の権利をめぐる世界的思潮とは相容れないような語り（カナウィ）もみられる。こうした事態は、招来したさまざまな人物がそれぞれの視点や理解（解釈）にもとづいて語ることからきている。しかし矛盾やまとまりのなさは、問題というよりも、むしろ重要なかもしれない。というのは、このまとまりのない言説の集積場は、それこそ視点や立場が異なる参加者（村落の女性たち）が自分なりに言説を拾い、解釈するフォーラムとなるからだ。ここでは参加女性の理解や解釈にまで立ち入ることができなかったが、少なくとも多様な解釈と学習に開かれた、すこぶる強度の高い言説空間であるとはいえるだろう。場そのものがテキストになり、かくして場はグローバル化のエージェントとなっているのである。

おわりに

本稿では、国家レベルと州レベルの「段階」に分け、反 DV のイデオスケーブが成立してきたプロセスを探ってきた。国家レベルでみると、1980 年代に DV が問題化され、1990 年代には活発な取り組みがはじまり、2000 年代になると人材育成から制度の拡充や改革（保護命令など）まで幅広い強化政策が施行されてきた。州レベルの啓蒙活動では、国家の取り組みを反映し、女性の権利や反 DV の言説が飛び交い、会議室で充満している光景をみた。また筆者はこうしたそれぞれの「段階」で、イデオスケーブの浸透を媒介するグローバル化のエージェントにも注目した。それは、キャロル・キドゥ（国会議員）やナハウ・ルニイのような「超個人」であったり、司法改正審議会、Law and Justice Sector、ピヒ・マヌス協会のような組織であったが、ピヒ・マヌス協会の啓蒙活動をより検討すると、単に組織というよりも会議室という場そのものがグローバル化のエージェントになっていることも明らかにした。反 DV のイデオスケーブがどこまで DV 問題に根本的な解決をもたらすのかはまだはっきりとした答えは出せないが、少なくとも DV 包囲網が着実に築かれつつあることは確かであろう。

とはいえ PNG の村落で調査を行ってきた身としては、こうした取り組みにある種の

限界を感じずにはいられない。本稿でみてきた取り組みは国家や州レベルのことであり、禁止命令の実効性も裁判所や警察がある都市に限定される。しかし都市人口は全人口の 2 割にも満たず、それ以外（8 割以上）は村落部で暮らしているのが実情なのである。村落部に生きる人々にとって、「都市の出来事」へのアクセスは限定されており、ときに困難をきわめる。もちろん反 DV のイデオスケープが村落に見られないわけではない。ラジオや新聞、井戸端会議などで人々は情報を交換し、入手している。人々が反 DV 言説に触れるのは、煙草を巻くための新聞の切れ端に目を留めるという、そんな些細な場面ですらある。ただ知識レベルと実践レベル（対策や救済）をきっちり分けてみたとき、都市部では二つが連動しているかもしれないが、村落部ではひどくアンバランス（後者が前者に追いつかない）なのである。つまるところ DV 対策の恩恵を受けるのは、まだまだ都市とその周辺に暮らす一部の人々に限定されているということである。今後どこまで実効性のある DV 包囲網を拡張していけるのかは、都市中心的な施策とは異なる、村落社会をきっちり射程に入れたガバナンスのあり方にかかっているといえよう。これは、これまで繰り返し「脆弱国家」といわれてきた PNG の一般的な課題でもあるのだ。

- 1) アパデュライ ([2004]) は、西洋を起源とする啓蒙主義的世界観 (自由、権利、民主主義など) がグローバルに偏在する光景をイデオスケープと呼んでいる。
- 2) 化学用語でカスケードとは、同位体分離などの分離操作において「一つの分離単位を多数組み合わせて分離を行う場合……各段の直列的な結合」を指す。またカスケード反応とは「一連の酵素反応系において各反応の生成物が、次の反応の酵素を活性化する」ような連鎖的な反応を意味する (大木ほか編 [1989, p.440])。
- 3) 「ヴァヌアツの女性たちが国際的なプロジェクトに遭遇し、外国援助機関と組んで、婚姻・家族法を改正したり、人権の名のもとで DV を違法化しようとするとき、彼女らは自由主義的な理念や世俗的なヒューマニズムというより、キリスト教のモデルと価値に頼っている」 (Jolly [1997, p.158])。
- 4) 本稿の資料は、筆者が 2002 年以来、PNG で行ってきた人類学的フィールドワークにもとづいている。州レベルの事例でマヌス州が取りあげられているのは、そこが筆者の調査対象地だからである。
- 5) たとえば、2004 年 9 月 15 日付の日刊紙 Post-Courier では、「家庭の暴力は無視されている」という見出しのもとで、「我々の古い文化的実践はもはや受け入れることができない」という Rosa Au (Family and Sexual Violence Action Committee) の見解が紹介されている。彼女は、暴力を容認する文化はもはや障害以外の何ものでもなく、積極的に変えていく必要性を説いている。
- 6) 村落裁判 (Village Court) とは、地域住民が判事を務め、その土地固有の慣習や文化的規範に則ってもめごとを解決する公式的制度である (その決定には法的効力がみとめられている)。現在、パプアニューギニア全土で 1000 以上が設置されているといわれる。
- 7) Luke Kere and Another v Bessi Timon and Family (National Court of Justice), *Papua New Guinea Law Report* [1990, p.107]. Port Moresby: Law Reform Commission.
- 8) このパラグラフの情報は Bradley [2001, pp.21-31] を参照した。
- 9) たとえば、筆者がポートモレスビー家庭裁判所の職員に聞くと、Clerk of Court Specialist Course (2003 年 2 月) や Juvenile Court Officer: Operating Instruction (2005 年 4 月) を挙げてくれた。最近では Family and Sexual Violence Protection Order: Practice Directions Workshop (2008 年 8 月) が行われ、表題のように、DV に対する新しい制度 (保護命令) の運用方法に関するものであった。
- 10) Law and Justice Sector は White Paper on Law and Justice in Papua New Guinea, National Law and Justice Policy and Plan of Action および The Medium Term Development Strategy にもとづき 2003 年に設立され、機能している (<http://www.lawandjustice.gov.pg/www/html/7-home-page.asp>)。
- 11) オーストラリアの対パプアニューギニア援助については、AUSAID [2002] を参照のこと。また Bradley [2001, p.30] も参照されたい。
- 12) 以下、禁止命令に関する説明は、ポートモレスビー家庭裁判所およびマヌス州ロレンガウ地方裁判所にて行った参与観察にもとづいている。
- 13) ピヒ・マヌス協会の構造は、行政構造に準拠する。すなわち Pihi LLG、Pihi Ward が下からピヒ・マヌスを支えている。なお 1994 年、リアブに Pihi Liap が結成され、デリンバットも 1995 年には報告有。
- 14) たとえば、筆者は 2003 年 9 月 1 日 (月曜日) カロリン・ミウル (表 2 参照) が自分の村の集会 (毎月第一月曜日からはじまるコミュニティ・ウィークの初日の集会) で、女性問題について語っていたのをみた。

参考文献

【日本語文献】

- アパデュライ、A （門田健一訳）[2004] 『さまよえる近代——グローバル化の文化研究』平凡社
- 岩井宣子編 [2008] 『ファミリーバイオレンス』尚学社。
- 大木道則ほか編 [1989] 『化学大辞典』東京化学同人。
- フリードマン、トーマス （東江一紀・服部清美訳）[2000] 『レクサスとオリーブの木——グローバリゼーションの正体』草思社
- トムリンソン、ジョン （片岡信訳）[2000] 『グローバリゼーション——文化帝国主義を超えて』青土社

【外国語文献】

- AUSAID (The Australian Government's Overseas Aid Program) [2002] *Framework: Australia's Aid Program to Papua New Guinea*, (http://www.aisaid.gov.au/publications/pdf/png_framework.pdf よりダウンロード).
- Bradley, C. [2001] *Family and Sexual Violence in PNG: An Integrated Long-Term Strategy*. Port Moresby: Institute of National Affairs.
- Dalrymple, S. and S. Rynn [2009] *Monitoring and Evaluation arrangements for the Law and Justice Sector in Papua New Guinea: a case Study*. (<http://www.isn.ethz.ch/isn/Digital-Library/Publications/>よりダウンロード)
- Goodale, M. [2002] "Legal Ethnography in an Era of Globalization: The Arrival of Western Human Rights Discourse to Rural Bolivia," Starr, J. and M. Goodale, eds., *Practicing Ethnography in Law*, New York: Palgrave Macmillan, pp.50-71.
- Jessep, O. [1991] "Customary Family Law, Women's Rights, and Village Courts in Papua New Guinea," *Melanesian Law Journal*, Vol.19, pp.65-77.
- Jolly, M. [1997] "Women-Nation-State in Vanuatu: Women as Signs and Subjects in the Discourses of *Kastom*, Modernity and Christianity," Otto, T., ed., *Narratives of nation in the South Pacific*, Amsterdam: Harwood Academic Publishers, pp.133-162.
- LRC&AC=Law Reform Commission and Administrative College [1985] *Marriage and Domestic Violence in Rural Papua New Guinea*, Port Moresby: Law Reform

Commission.

Mitchell, B. H. [1985] "Family Law in Village Courts, The Women's Position," in Peter, K., Lee, W. and V. Warakai, eds., *From Rhetoric to Reality?: Papua New Guinea's Eight Point Plan and National Goals after a Decade*, Port Moresby: University of Papua New Guinea, pp.81-91.

Rannells, J. [1995] *PNG: A fact book on modern Papua New Guinea*, Melbourne: Oxford University Press.

Strathern, M. [1985] "Introduction," Toft, S., ed., *Domestic Violence in Papua New Guinea*, Port Moresby: Law Reform Commission, pp.1-13.

Toft, S. ed. [1985] *Domestic Violence in Papua New Guinea*, Port Moresby: Law Reform Commission.

